

2

令和6年

市議会 11月定例会議案  
(その2)

静岡市

## 議案説明

### 議案第157号 令和6年度静岡市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度静岡市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、安全・安心の確保として、水災害対策事業に要する経費のほか、文化・スポーツを活かしたまちづくりの推進として、清水庵原球場整備事業や、地域経済の活性化として、企業進出支援情報発信事業に要する経費などの増額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、720,432千円の増額となった。

追加の主なものは、健康対策費293,000千円、児童福祉費234,920千円、河川費90,400千円などである。

これらの財源として、繰入金519,271千円、市債77,800千円などを充当した。

以上の補正額を加えた累計予算額は、365,784,064千円となる。

なお、繰越明許費は、河川改修事業費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、市有施設照明設備LED化事業費（令和6年度分）等の追加、静岡市民文化会館再整備事業費（その2）等の変更である。

また、市債の補正は、河川改修事業債等の変更である。

### 議案第158号 令和6年度静岡市水道事業会計補正予算（第2号）

令和6年度静岡市水道事業会計補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

債務負担行為の補正は、葵区駿府町導水管及び配水管布設替工事等の追加、谷田外清水区内配水管布設替工事等の廃止である。

### 議案第159号 静岡市附属機関設置条例の一部改正について

附属機関の廃止について、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

### 議案第160号 静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之基準を定める条例の一部改正について

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之基準を定める条例の一部改正について、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

## **議案第 161 号 静岡市公衆浴場法施行条例の一部改正について**

一般公衆浴場及びその他の公衆浴場の衛生措置等の基準について、所要の改正をするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## **議案第 162 号 工事請負契約の変更について**

清水駅東口歩行者専用道線ペデストリアンデッキ上部工工事の請負契約を変更するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## **議案第 163 号 市道路線の認定について**

開発行為等に伴い、池田 29 号線ほか 3 路線を認定するもので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

## **議案第 164 号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更に係る協議について**

税制改正に伴い、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するもので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものである。

## **議案第 165 号 当せん金付証票の発売について**

令和 7 年度の当せん金付証票の発売金額の範囲について、当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 157 号	令和6年度静岡市一般会計補正予算（第6号）	5
議案第 158 号	令和6年度静岡市水道事業会計補正予算（第2号）	15
議案第 159 号	静岡市附属機関設置条例の一部改正について	16
議案第 160 号	静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	18
議案第 161 号	静岡市公衆浴場法施行条例の一部改正について	19
議案第 162 号	工事請負契約の変更について	20
議案第 163 号	市道路線の認定について	21
議案第 164 号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更に係る協議について	22
議案第 165 号	当せん金付証票の発売について	23

## 令和6年度静岡市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度静岡市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720, 432千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ365, 784, 064千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

令和6年11月15日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

歳

入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 65,354,866	千円 31,128	千円 65,385,994
	2国庫補助金	12,504,027	31,128	12,535,155
18 県支出金		21,553,038	10,000	21,563,038
	2県補助金	5,125,256	10,000	5,135,256
20 寄附金		2,871,100	30,000	2,901,100
	1寄附金	2,871,100	30,000	2,901,100
21 繰入金		11,049,090	519,271	11,568,361
	1基金繰入金	10,750,624	519,271	11,269,895
22 繰越金		6,639,586	35,519	6,675,105
	1繰越金	6,639,586	35,519	6,675,105
23 諸収入		9,180,595	16,714	9,197,309
	6雑入	4,090,953	16,714	4,107,667
24 市債		32,997,600	77,800	33,075,400
	1市債	32,997,600	77,800	33,075,400
歳入合計		365,063,632	720,432	365,784,064

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 41,128,949	千円 39,400	千円 41,168,349
	2企画費	10,948,036	39,400	10,987,436
3民生費		124,154,050	238,341	124,392,391
	1社会福祉費	29,656,549	3,421	29,659,970
	2児童福祉費	57,647,933	234,920	57,882,853
4衛生費		38,008,106	323,000	38,331,106
	1保健衛生費	6,994,774	30,000	7,024,774
	3健康対策費	4,285,458	293,000	4,578,458
7商工費		6,276,968	29,248	6,306,216
	1商工費	3,293,494	29,248	3,322,742
8土木費		45,353,560	40,400	45,393,960
	3河川費	2,246,058	90,400	2,336,458
	5住宅費	2,481,545	△ 50,000	2,431,545
9消防費		12,487,270	9,908	12,497,178
	1消防費	12,487,270	9,908	12,497,178

10 教 育 費		48, 359, 795	40, 135	48, 399, 930
	1 教 育 総 務 費	6, 255, 906	7, 600	6, 263, 506
	3 中 学 校 費	11, 697, 798	25, 000	11, 722, 798
	5 社 会 教 育 費	3, 559, 933	△ 22, 465	3, 537, 468
	6 保 健 体 育 費	6, 041, 001	30, 000	6, 071, 001
歳 出 合 計		365, 063, 632	720, 432	365, 784, 064

第2表 繼越明許費

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	静岡市民文化会館建設事業費	千円 10,990
	2 企画費	海洋文化都市推進事業費	25,900
3 民生費	2 児童福祉費	児童館管理運営経費 (長田児童館等空調設備改修事業)	19,900
6 農林水業費	2 林業費	林道維持管理費(公共) (林道東俣線)	44,000
		林業専用道整備事業費(公共) (林業専用道樽峠線)	26,906
		林道整備事業費(市単) (林道井川雨畑線)	77,033
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路施設維持管理費 (道路パトロール車両更新)	6,500
		道路改良事業費(道交) (与一右衛門新田静岡用水路添線)	25,000
		道路改良事業費(防安交) (国)362号	90,000
		道路改良事業費(公共) (国)150号	49,880
		道路改良事業費(市単) (与一右衛門新田静岡用水路添線外2)	20,100
		交通安全施設整備事業費(防安交) (南安倍町曲金一丁目線)	75,000
		交通安全施設整備事業費(公共) (御幸町鷹匠町2号線)	40,000
		交通安全施設整備事業費(市単) (南安倍町曲金一丁目線外1)	25,000
		橋りょう整備事業費(公共) (県)静岡清水自転車道線外1)	240,000
		橋りょう整備事業費(市単) (県)静岡清水自転車道線外1)	20,100

	3 河 川 費	河川改修事業費（防安交） (大内新田地区雨水貯留施設)	145,890
		河川改修事業費（市単） (準)旧大谷川外5)	265,400
10 教育費	1 教育総務費	教育センター運営経費 (教育センター空調設備改修事業)	7,600
11 災害復旧費	2 農林水産業施設 災害復旧費	単独災害復旧事業費 (林道相沢線外7)	79,000
		公共災害復旧事業費 (根古屋治山施設)	54,000
		単独災害復旧事業費 (根古屋治山施設)	2,000

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
日本平周辺環境調査業務経費	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	30,000千円 令和6年度に日本平周辺環境調査業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度以降2年間で支払う。
アリーナ整備事業PF I等アドバイザリーアドバイザリーベース業務経費	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	66,000千円 令和6年度にアリーナ整備事業PF I等アドバイザリーベース業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度以降2年間で支払う。
市有施設照明設備LED化事業費 (令和6年度分)	令 和 7 年 度	1,495,600千円 令和6年度に市有施設照明設備修繕契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
市有施設照明設備基礎調査業務経費 (令和6年度分)	令 和 7 年 度	72,000千円 令和6年度に市有施設照明設備基礎調査業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
デジタルエンタテインメント企業誘致業務経費	令 和 7 年 度	12,000千円 令和6年度にデジタルエンタテインメント企業誘致業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
市単独道路舗装整備事業費	令 和 7 年 度	456,500千円 令和6年度に市単独道路舗装整備工事請負契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
市単独道路改良事業費	令 和 7 年 度	268,000千円 令和6年度に市単独道路改良工事請負契約等を締結し、その金額を令和7年度に支払う。

市単独橋りょう整備費 業務経費	令和7年度	7,500千円 令和6年度に市単独橋りょう整備業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
市単独河川改修事業費	令和7年度	93,000千円 令和6年度に市単独河川改修工事請負契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
上土団地建設工事設計業務経費	令和7年度	50,000千円 令和6年度に上土団地建設工事設計業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
北部体育館空調設備費 改修事業費	令和7年度	91,000千円 令和6年度に北部体育館空調設備修繕契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
史跡三池平古墳土質調査等業務経費	令和7年度	8,200千円 令和6年度に史跡三池平古墳土質調査等業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。

(変更)

事項	区分	期間	限度額
静岡市民文化会館費 再整備のための事業費	変更前	自令和7年度 至令和10年度	15,070,000千円
	変更後	自令和7年度 至令和10年度	16,148,000千円
旧文化財資料館解体事業費	変更前	令和7年度	42,000千円
	変更後	令和7年度	64,465千円

第4表 市債補正

(変更)

△印は減

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
こども園・保育所等施設整備事業	千円 101,700	千円 8,200	千円 109,900
河川改修事業	1,453,600	85,400	1,539,000
公営住宅建設事業	247,200	△ 18,100	229,100
文化財保護事業	229,300	△ 20,200	209,100
体育施設整備事業	26,300	22,500	48,800

## 令和6年度静岡市水道事業会計補正予算（第2号）

△印は減

第1条 令和6年度水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加及び廃止する。

(追 加)

事 項	期 間	限度額
葵区城内町外導水管及び配水管布設替工事	令和7年度	149,000千円
葵区駿府町導水管及び配水管布設替工事	令和7年度	351,000千円
清水区庵原町送水管布設替工事（その1）	令和7年度	183,000千円
清水区庵原町送水管布設替工事（その2）	令和7年度	170,000千円
清水区村松配水管布設替工事	令和7年度	108,000千円

(廃 止)

事 項	期 間	限度額
(仮称) 新中町配水池整備に伴う送水管及び配水本管更新基本設計その2業務	令和7年度	30,000千円
葵区羽高外送水管布設替基本設計業務	令和7年度	10,000千円
(仮称) 新中町配水池系送水管及び配水管布設替に伴う鉄道協議資料作成業務	令和7年度	10,000千円
清水谷津浄水場急速ろ過施設外更新実施計画策定業務	令和7年度	63,470千円
(仮称) 新中町配水池場内道路詳細設計業務	令和7年度	34,474千円
清水区清地配水本管及び配水管切り回し工事	令和7年度	120,000千円
谷田外清水区内配水管布設替工事	令和7年度	603,400千円

令和6年11月15日提出

静岡市長 難波喬司

## 静岡市附属機関設置条例の一部改正について

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月15日提出

静岡市長 難波喬司

### 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市空家等対策審議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条及び第22条の規定による措置の方針について調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
静岡市水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第34条第1項本文の規定に基づく水防計画その他水防に關し重要な事項の調査審議をし、又は同条第2項の規定に基づき、水防に関し関係機関に対して意見を述べること。	17人以内	1 学識経験を有する者 2 国の関係地方行政機関の職員 3 静岡県職員 4 静岡県警察官 5 水防団員及び消防団員 6 市職員	2年	市長

を

」

「

静岡市空 家等対策 審議会	空家等対策の推進に關 する特別措置法（平成 26年法律第127号）第13 条及び第22条の規定に よる措置の方針につい て調査審議すること。	5人 以内	学識経験を有する 者	2年	委員の 互選に より定 める者
---------------------	---	----------	---------------	----	--------------------------

に

」

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第160号

## **静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之基準を定める条例の一部改正について**

静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年1月15日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之基準を定める条例（平成24年静岡市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第24条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第25条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 静岡市公衆浴場法施行条例の一部改正について

静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年1月15日提出

静岡市長 難波喬司

### 静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

静岡市公衆浴場法施行条例（平成24年静岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ただし書中「並びに」の次に「水着その他の」を加え、同条第2号に次のただし書を加える。

ただし、水着その他の衣類を着用する者のみを入浴させるその他の公衆浴場の浴室については、この限りでない。

第4条第3号カに次のただし書を加える。

ただし、その他の公衆浴場のうち主たる浴室がサウナ室であるものについては、湯栓を設けないことができる。

第4条第6号中アを削り、イをアとし、同号ウ中「又はサウナ設備」を削り、同ウを同号イとし、同号エ中「又はサウナ設備内」を削り、同エを同号ウとし、同号中オをエとし、カをオとし、同条第16号中「及び」の次に「水着その他の」を加える。

第5条中「前条第2号」の次に「(ただし書を除く。)」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第162号

### 工事請負契約の変更について

令和5年度都清工第3号清水駅東口歩行者専用道線ペデストリアンデッキ上部工工事（令和5年12月13日議決、第1回変更令和6年9月17日報告）の請負契約を次のとおり変更する。

令和6年11月15日提出

静岡市長 難波喬司

記

区分	契約金額（円）	変更概要
当初	737,000,000	工期内に労務単価が著しく変動したため、静岡市建設工事請負契約約款第26条第6項の規定により、増額の変更を行う。
第1回変更後	786,344,900	(当初議決より56,967,900円増額 (7.73%増額))
第2回変更後	793,967,900	

議案第163号

## 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和6年11月15日提出

静岡市長 難波喬司

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	池田29号線	静岡市駿河区池田2321番9地先 静岡市駿河区池田2321番7地先	_____
2	向手越二丁目1号線	静岡市駿河区向手越二丁目36番20地先 静岡市駿河区向手越二丁目36番25地先	_____
3	向手越二丁目2号線	静岡市駿河区向手越二丁目36番12地先 静岡市駿河区向手越二丁目36番18地先	_____
4	草薙46号線	静岡市清水区草薙1169番77地先 静岡市清水区草薙1169番12地先	_____

議案第164号

## 静岡地方税滞納整理機構規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体に協議する。

令和6年1月15日提出

静岡市長 難波喬司

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を次のように変更する。

第4条第1号中「地方税法（昭和25年法律第226号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める。

附 則

この規約は、令和7年6月1日から施行する。

議案第165号

### **当せん金付証票の発売について**

令和7年度における当せん金付証票を下記の範囲内において発売する。

令和6年11月15日提出

静岡市長 難波喬司

記

令和7年度当せん金付証票発売の限度額は、6,300,000千円とする。